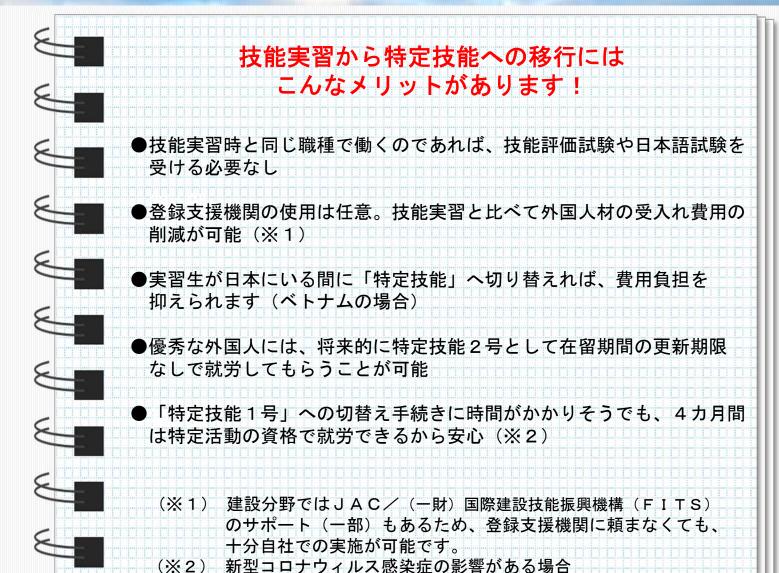
特定技能制度の

日本在留中の切替が 、 おすすめ!

三条内

技能実習生にこれからも自社で働いて欲しいと思っていませんか? 特定技能制度を活用すれば、あと5年間、実習生に継続して働いてもらうことが できます!

建設分野では、特定技能外国人の受入事業を行うため、平成31年4月、専門工事業団体と元請建設業者が(一社)建設技能人材機構(JAC)を設立しました。



TEL 03-6453-0220 https://jac-skill.or.jp/ 一般社団法人建設技能人材機構(JAC)

詳しくは、JACまでお問合せください!